

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和3年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済	今回 措置	未 措置		措置 済	今回 措置	未 措置
債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	63	—	62	1	125	—	122	3

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
<b>Ⅲ 監査の結果（総括）</b>								
<b>第1 「債権管理の基本について」の改定について</b>								
4 「債権管理の基本について」の改定の必要性								
1	【意見1】 現行の「債権管理の基本について」は、最終改定が平成26年9月であることから、民法の改正事項を織り込んだものではなく、記載事項の改定が必要である。また、債権管理の担当者にとって債権管理を体系的に理解できるように、基本的事項、必要な書式、具体的課題等を含んだ内容への見直しを検討されたい。（例えば、「債権管理必携」）	○	○			民法の改正等を踏まえ、「債権管理の基本について」を全面改定し、債権管理に関する事務の処理についての基本的事項や一般的な事務処理、必要な書式等を定めた「茨城県債権管理マニュアル」を令和4年3月に策定した。	行政経営課	39
<b>第2 債権管理条例の必要性</b>								
4 茨城県における「債権管理に関する条例」制定の検討について								
2	【意見2】 債権管理で異なる取扱い等に対して統一的な基準を定め、滞納者に対して適切な対応を行うことで、債権管理の適正化や、公平性の確保、また、安定した歳入の確保といった効果を目的として条例の制定を検討されたい。	○	○			今年3月に、包括外部監査の結果を踏まえた対応方針の庁内への通知や債権管理マニュアルの策定をしたところであるが、本県における債権管理の状況等を踏まえながら、条例の制定について検討していくこととした。	行政経営課	42
<b>第3 所管課における債権回収の限界</b>								
2 弁護士法人への債権回収の委託								
3	【意見3】 時間の経過とともに債権回収の困難性は高まる傾向にあることから、費用対効果を検討の上、弁護士又は弁護士法人への債権回収の委託をより進められたい。	○	○			弁護士法人等への債権回収の委託について、取り扱う債権の種類を拡大するなど今後も積極的に進めていくこととした。	行政経営課	44
4 県における認識の見直し								
4	【意見4】 債務者が県への支払いをすることなく他の債権者への支払を優先している実態、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況等を勘案すると、所管課における延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態を的確に把握できていない事案もあることがわかる。 所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必ずしも実態を反映していない場合もあるとの認識を持つことが重要であり、所管課は所定の回収手続を粛々と実施することが必要である。	○	○			債務者の支払能力については、資力の状況が分かる資料（確定申告書の写しや源泉徴収票等）を提出させるなどして、可能な限り客観的に債務者の実態を的確に把握した上で判断するよう、庁内に周知した。	行政経営課	44
<b>第4 遅延損害金及び違約金の取扱いについて</b>								
3 遅延損害金・違約金の取扱い上の問題点								
5	【指摘1】 遅延損害金及び違約金については、適時的確に調定し、債務者に請求することが必要であり、所管課における弾力的運用は、適正に債務の履行をした債務者との公平性を欠く取扱いであることを認識すべきである。そのため、各所管課における個々の債権ごとに遅延損害金、違約金の有無、その取扱い等についての実態調査を実施の上、債権回収における元本回収優先のあり方や、債権の種類に応じた遅延損害金の法的発生時点の認識などの法的課題を検証して取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いをすべきである。	○		○		延滞金及び遅延損害金（以下「延滞金等」という。）については、法令等の定めるところにより適切に徴収するとともに、債務者等において元本と延滞金等がある場合には、納付金額が元本の額に達するまでは元本に充てられたものとし、延滞金等については元本完済後に速やかに請求するよう、庁内に周知した。	行政経営課	45

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
<b>第6 未収債権対策チームについて</b>								
1 未収債権対策チームに対するヒアリング (3) 債権回収業者に委託されている債権について								
6	【意見5】 地方公営企業法の制約はあるが、債権回収業者の実績等についての情報を共有するなど、連携して債権管理に努められたい。		○	○		ヒアリングの機会等を通じて、債権回収業者の実績等についての情報を共有する等、連携して債権管理に努めていくこととした。	行政経営課	51
(4) 一番町総合法律事務所に委託する基準について								
7	【意見6】 債権回収業者の実績から判断して、所管課が自ら回収を行うよりも外部へ委託した方が経済的合理性が高いと考えられる場合には、必要に応じて適宜委託基準を見直すなど弾力的運用を図られたい。		○	○		委託基準に該当しない債権の委託についても委託先と協議を行い、必要に応じて委託基準を見直していくこととした。	行政経営課	51
(5) ニッテレ債権回収株式会社への債権回収委託について								
8	【意見7】 弁護士又は弁護士法人に委託した場合、民間営利企業に委託した場合と委託する債権回収業者の違いによって、債権回収額、回収割合等に差異があるか、また、コストパフォーマンスを比較検証することは、今後の債権回収業者選定に役立つものであることから検討されたい。		○	○		今後、弁護士法人や民間営利企業など委託する債権回収業者の違いによるコストパフォーマンス等を比較検証しながら業者選定を行っていくこととした。	行政経営課	51
(9) 未収債権対策チーム主催の連絡会議・研修会等について								
9	【意見8】 引き続き所管課における担当者のレベルアップのための研修会、各所管課における債権管理の情報共有を図るための連絡会議を定期的実施されたい。		○	○		引き続き、債権管理の情報共有を図るための連絡会議や担当者のレベルアップのための研修会を定期的実施していくこととした。 なお、令和4年度においても、未収債権対策連絡会議を4月に、未収債権回収強化検討会（研修会）を5月に開催した。	行政経営課	53
2 未収債権対策チームの存在意義								
10	【意見9】 未収債権対策チームの設置目的をよりスムーズに実現できるように、必要に応じ弁護士との連携を図るなど業務態勢の充実を図られたい。		○	○		今年度、より一層全庁的な未収債権対策を推進するため、業務を行政経営課に移管するとともに、未収債権対策監を設置し、引き続き、委託先の弁護士や県の顧問弁護士等との連携を図りながら、未収債権対策に取り組んでいくこととした。	行政経営課	54
<b>第7 債権回収の専担部署について</b>								
2 債権回収の専担部署の設置								
11	【意見10】 所管課に対する未収債権対策チームの指導のみでは債権回収状況が不十分と判断されたときには、茨城租税債権管理機構を参考として、外部から人材登用を含めたエキスパート部隊を編成し、債権回収のための専担部署の設置を検討することも必要である。		○	○		今年度、より一層全庁的な未収債権対策を推進するため、業務を行政経営課に移管するとともに、未収債権対策監を設置し、引き続き、委託先の弁護士や県の顧問弁護士等との連携を図りながら、未収債権対策に取り組んでいくが、債権回収状況が不十分な場合には、専門部署の設置について検討していくこととした。	行政経営課	55
<b>第8 債権管理全般に共通する監査結果</b>								
1 債権管理期間が長期間になっている債権								
12	【意見11】 原始証ひょう、関係資料等は、債権管理簿と一体的に保管・管理することが適当である。		○	○		貸付申請書や貸付決定書、金銭消費貸借契約書、保証書・保証意思確認書類、債務承認書等、債権管理に必要な関係資料については、適切に整理し一体的に保存するよう、庁内に周知した。	行政経営課	56

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
	2 債務者・連帯保証人関係 (1) 債務者に対する督促手続の遅延							
13	【指摘2】 履行期限（納期限）までに履行（納付）されなかった場合には、債務者に対して期日を指定して督促しなければならない。	○		○		納期限までに納入がない場合は、茨城県財務規則に基づき、納期限後20日以内に督促を行うこと、また、督促における指定納期限は、同規則に基づき、督促発付の日から15日以内とすること等により対応するよう、庁内に周知した。	行政経営課	56
	(2) 債務者に対する催告手続の遅延							
14	【指摘3】 督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者に対して適時的確に催告をしなければならない。	○		○		督促における指定納期限までに履行がない場合は、督促発付後1カ月後を目安に催告を行うこと、また、当該催告において指定した期限までに履行されない場合は、速やかに財産調査及び滞納処分・強制執行等（法的措置）を行うことにより対応するよう、庁内に周知した。	行政経営課	56
	(3) 債務者の状況捕捉							
15	【意見12】 債務者に対して、債権管理上必要な情報提供を適時的確に求めることが必要である。		○	○		貸付金等、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務者の状況を随時把握するよう努めること、特に、高額な債権については、年に1回は登記事項証明書や財務諸表、税務申告書の写し等の提出を求めること等、必要な情報収集を行うよう、庁内に周知した。	行政経営課	57
	(4) 債務者が所在不明の場合							
16	【意見13】 所管課にあっては債務者が所在不明となることがあり得るとの認識で、適時的確な債権管理を実施されたい。		○	○		可能な限り事前に債務者の本籍地を把握しておくとともに、債務者等と連絡が取れなくなった場合は、速やかに戸籍の附票を公用請求するなどして転出先の住所地の確認を行うよう、庁内に周知した。	行政経営課	57
	(5) 債務者が死亡した場合							
17	【意見14】 債務者が死亡した場合には、相続人関係図を作成し、相続人を正確に把握するとともに、相続放棄をした場合には、「相続放棄申述受理証明書」の提出を求められたい。		○	○		債務者等が死亡した場合については、速やかに相続人調査を実施し、相続人関係図を作成のうえ、法定相続人を把握するとともに、相続人が相続放棄した旨の主張をしている場合には、相続放棄申述受理証明書の提出を求めるよう、庁内に周知した。	行政経営課	58
	(6) 連帯保証人に対する対応							
18	【指摘4】 連帯保証人が付された債権について、債務者本人が履行しない場合には、速やかに連帯保証人への請求をしなければならない。 また、上記（1）から（5）までについては、連帯保証人についても同様である。	○		○		連帯保証人は主債務者と連帯して債務を履行する義務があるため、主債務者に対し督促を行い、督促における指定納期限までに履行がない場合は、速やかに連帯保証人に対し請求を行うよう、庁内に周知した。	行政経営課	58
	(7) 分割納付について							
19	【指摘5】 分割納付については、法的根拠がないことから、滞納初期の段階における短期間に限って利用するなど安易に適用しないようにしなければならない。	○		○		地方公共団体が保有する債権について、滞納となっている債権を分割して納付させたり、各弁済期の償還金を減額したりする場合は、本来、法令に従って元々の納期限を変更する必要があることから、法令に基づかない任意の分割納付は行わないよう、庁内に周知した。	行政経営課	59

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
IV 監査の結果（個別）								
第2 県民生活環境部								
1 廃棄物規制課								
1-1-1 不法投棄等撤去代執行経費								
20	【意見15】 納付命令対象者の特定プロセスについて、その判断の経緯が第三者から見ても明らかになるような記録を残すべきである。		○	○		納付命令対象者の特定プロセスについて、その判断の経緯が第三者から見ても明らかな記録を残していく。	廃棄物規制課	71
21	【意見16】 現時点の「回収マニュアル」において記載を要するかどうか不明瞭なのであれば、マニュアルの見直しを実施し、明確化を図りたい。		○	○		茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルの改正を年内に行い、納付命令対象者の特定プロセスの記載について、明瞭化を図ることとした。	廃棄物規制課	71
22	【意見17】 新たな事案が発生していない状況においても、専門的な知見の蓄積・継承が可能となるよう、過去の発生事案を総括し、反省点や工夫すべき点を整理し、新たな事案に備えておくことについて検討されたい。		○	○		現在の茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルでは過去の発生事案の振り返り、総括を促す条項がないことから、回収マニュアルの改正を年内に行うこととした。	廃棄物規制課	73
23	【意見18】 債務者と口頭での分納の約束ができていても、債務者から認印押印のある文書（債務承認書）を徴収すべきである。		○	○		債務者と口頭での分納の約束ができていても、債務者から認印押印のある文書（債務承認書）を徴収することとし、その様式等について茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルを年内に改正し、追加することとした。	廃棄物規制課	79
24	【意見19】 現在の民法・民事執行法等の法改正や事情変更に対応して、茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルを改正する必要がある。		○	○		現在の茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルが近年の民法等の法改正に対応していないことから、回収マニュアルの改正を年内に行うこととした。	廃棄物規制課	80
第3 保健福祉部								
1 厚生総務課								
2-1-1 交通事故損害賠償金								
25	【意見20】 地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約等）は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。		○	○		生活保護受給者であることの確認については、債務者本人から証明書の提出を求めることとした。	保健政策課	88
2 福祉指導課								
2-2-1 生活保護費返還金								
26	【意見21】 生活保護費返還金発生の未然防止のため、被保護者に対する指導監督を徹底すべきである。		○	○		生活保護費返還金発生の未然防止のため、被保護者に対する指導監督の徹底を図ることとし、福祉事務所担当者会議等において具体的な取組について周知徹底した。	福祉政策課	99
27	【意見22】 保護廃止となった者については、被保護者以上の債権管理に努めるべきである。また、令和元年度より実施している弁護士法人への債権管理業務委託等を活用して、各所での本来の生活保護業務に支障が出ないように一層配慮すべきである。		○	○		債務者のうち、保護廃止となった者について、弁護士法人への債権管理業務委託の活用を図りながら催告や訪問調査を実施するなど、福祉事務所の生活保護業務に支障が生じないように一層配慮しながら、適切な債権管理を行うこととした。	福祉政策課	99

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
28	【意見23】 生活保護法第77条の2、第78条の2により、保護費との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、積極的に利用すべきである。		○	○		生活保護法第77条の2、第78条の2による保護費と返還金との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、当該調整規定を積極的に利用し、未収金の発生を極力抑えていくこととした。	福祉政策課	99
29	【意見24】 現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知すべきである。		○	○		現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知することとした。	福祉政策課	100
30	【意見25】 各所において、個別事情があることは理解できるが、取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		福祉事務所担当者会議等において、取扱要領の周知を行った。 また、事務の標準化を図るため、速やかにマニュアル類の整備を行い、研修会を10月末までに実施することとした。	福祉政策課	100
31	【意見26】 強制徴収公債権（地方自治法第231条の3）及び非強制徴収公債権（地方自治法施行令第171条）は督促を行わなければならない、督促状は納期限後20日以内に発しなければならない（茨城県財務規則第57条第1項）。また、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない（茨城県財務規則第60条第1項）。特に、強制徴収公債権にとって督促は滞納処分の前提となるものであるから（地方自治法第231条の3第3項）、適切に処理できるよう管理すべきである。		○	○		納期限が経過した案件について、債務者に督促状を送付したほか、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない案件について、税外諸収入滞納処分執行調書の作成に必要な所在調査、財産調査等に着手した。 また、福祉事務所において所管する督促が必要な未収債権について、未収債権管理システムの活用により、福祉政策課においても進捗確認を行うこととした。	福祉政策課	100
32	【意見27】 債務者は、原則として生活保護法による被保護者であるか被保護者であった者であるため、返還事由が発生した場合でも、支給された保護費等を既に費消し資力を失っていることも多く、また、親族等の援助も困難であることから、その回収が困難となり不納欠損処理に至っているケースが多いことは理解できる。また、1件の金額が少額で法的措置まで行うことが適切でない事案もあるものと考えられる。しかしながら、公平性の観点からは、時効中断は積極的に検討すべきである。 また、平成30年10月以降に発生した生活保護法による返還金はすべて強制徴収公債権であるから、これらの未収債権については督促を行い、滞納処分をすべきか滞納処分が不適切な場合には滞納処分の執行停止をすべきかを判断するため、所在調査、財産調査等の適切な調査を行うべきである。		○	○		時効の完成に近い少額の未収債権についても、原則として、時効中断の手続をとることとした。 また、納期限が経過した強制徴収公債権について督促を行ったほか、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない案件について滞納処分の適否を判断するため、所在調査、財産調査等に着手した。	福祉政策課	108
2-2-2 民生建物使用料								
33	【意見28】 債務者は高齢でもあるため、定期的に接触し、分納の確実な履行と分納額の増額を依頼するべきである。		○	○		当該債務者に対し、電話や対面により定期的に接触することとした。 令和3年度においては分納が履行されており、令和4年1月から、分納額を増額した。 今後も当該債務者との接触を図りながら、分納の確実な履行と、分納額の更なる増額を図っていく。	福祉政策課	111
34	【指摘6】 今後、使用料の支払いが滞っている場合には、次年度は使用許可すべきではない。状況によっては使用許可の取消しを行うべきである。	○		○		現在、使用を許可している債務者において、使用料の滞納はない。 今後、使用料を滞納する債務者に対しては、督促等を適切に実施し、滞納が解消しない場合には、使用許可の取消しを含めた対応を行うこととした。	福祉政策課	112

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
35	【指摘7】 債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続をとらなければならない。	○		○		滞納が発生し、債務者が速やかに滞納を解消できない場合には、連帯保証人からの回収手続をとることとした。	福祉政策課	112
36	【意見29】 分納誓約を見直し、可能な限り期間を短縮するべきである。		○	○		令和4年2月から、分納額を増額した。 引き続き、債務者と接触を図り状況を把握しながら、分納額の更なる増額を図っていく。	福祉政策課	112
2-2-3 介護福祉士修学資金等貸付制度元金								
37	【指摘8】 返還計画調整中の者から、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。修学資金の貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第11条によれば、各号に該当した事由の生じた日の属する月の翌月から返還しなければならないとされており、不適切である。また、現在の状況は債権としての権利行使のできる日及び債権の履行期限が不確定な状態とも考えられるため、消滅時効及び延滞金計算の起算日も不明確となる懸念がある。	○		○		修学資金返還計画書等必要書類（以下単に「修学資金返還計画書」という。）未提出の115人について、架電、通知、戸別訪問により業務従事状況等を確認し、修学資金返還計画書を徴収した結果、令和4年5月20日時点で、全額返還免除が35人、一部返還免除が13人、全額返還決定が19人となった。よって、一部返還免除の13人と全額返還決定した19人、合計32人については、順次調定を行った。 債務者が修学資金返還計画書を提出しない場合には、連帯保証人に対し、債務者への書類提出指導を6月10日までに文書にて依頼することとした。 こうした手順を踏んだ上で、なお修学資金返還計画書の提出がない場合、債務者及び連帯保証人に、7月までにあらかじめ全額返還請求を予告した上で、全額返還請求を行うこととした。	福祉政策課	117
38	【指摘9】 修学資金返還計画書を提出済みで、修学資金返還計画変更届の提出もなく、納付がない者については、速やかに連帯保証人へ納付指導の依頼を行い、それでも納付がない場合には、連帯保証人に対して催告を行うべきである。	○		○		連帯保証人へ納付指導の依頼を行っているところであり、それでも納付がない場合には督促を行い、督促における指定納期限までに履行がない場合には連帯保証人に対して催告を行うこととした。	福祉政策課	118
39	【意見30】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者へも現時点での延滞利息の金額を示すことが望ましい。		○	○		令和4年度以降は、返済中の債務者に対し現時点の延滞利息の金額を通知することとした。 過去に発生した延滞利息についても、まずは徴収すべき延滞利息の確定に向けた手続を進め、債権回収を図ることとした。	福祉政策課	118
40	【意見31】 督促を行った債権については、令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システムを活用し、適切な債権管理に努めるべきである。		○	○		令和3年7月までに発生し、督促を行った債権については、各債務者の納付状況を同システムに登録した。 令和4年度以降も引き続き督促を行った債権について登録し、適切な債権管理を図っていく。	福祉政策課	118
41	【意見32】 上記の意見を踏まえ、現在、本制度の事業主体となっている茨城県社会福祉協議会に対する指導、監督に留意すべきである。		○	○		茨城県社会福祉協議会に上記の意見や指摘・意見に基づく措置等を共有するとともに、適切な債権管理をするよう指導、監督に留意することとした。	福祉政策課	118
3 障害福祉課								
2-3-2 損害賠償金（自立支援対策特別措置費）								
42	【指摘10】 損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。	○		○		令和3年12月の督促状以降は、損害賠償金と表記を改めた。	障害福祉課	137

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
43	【意見33】 納入の履行が行われない場合は、債務者 a 及び連帯保証人 b への強制執行も検討すべきである。		○	○		債務者 a の住所を特定するため、市町村へ公用請求を令和4年3月28日に実施した。 納入の履行が行われていないことから、債務者 a 及び連帯保証人 b に対して、茨城県財務規則に従って定期的な催告活動を行うとともに、年度内に法的措置へ移行し、強制執行の検討を進めることとした。	障害福祉課	137
2-3-3 診療報酬返還金								
44	【意見34】 引き続き、収入調査や財産調査を行うとともに、他の自治体とも連携し、債権の回収及び保全に努めるべきである。		○	○		引き続き、再度の財産開示手続も見据え、収入調査や財産調査を実施するとともに、他の自治体と連携し、本人の状況などを情報共有することとした。	障害福祉課	141
4 医療人材課								
2-4-1 看護師等修学資金								
45	【意見35】 現在の条例では、修学資金返還事由発生届の提出及び返還協議に期限が設けられていないため、結果として返還開始までに長期間を要することとなっている現状に鑑み、返還事由が発生した場合の発生届の提出及び協議に期限を設定し、期限内に提出及び協議が整わない場合には、強制的に返還方法を指定し、返還開始できるようにするべきである。		○	○		返還事由発生届の提出及び返還協議を求める際は期限を設定するとともに、期限内に返還事由発生届の提出がなく、あるいは協議が整わないときは当課の判断により返還方法を指定し返還開始できるようにすることとした。	医療人材課	152
46	【意見36】 貸与を受けた者に定期的に接触を行い、従事意思等を確認し、債権の確認に努めるべきである。修学資金返還債務履行猶予申請書の提出期限も設定し、その提出がない場合には修学資金の返還を求めるべきである。		○	○		貸与を受けた者に対し、年度ごとに業務従事状況を確認する書類の提出を徹底させるとともに、書類の提出を怠る者については、職場への聞き取りや連帯保証人に対し提出の依頼を行うなどして提出を促している。 また、返還債務履行猶予申請書について提出期限を設定するとともに、期限内に提出がないときは当課の判断で返還方法を指定し返還を求めることとした。	医療人材課	152
47	【意見37】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者に対しても現時点での延滞利息の金額を示すべきである。		○	○		令和4年度以降は、延滞金について債務者へ通知することにより認識を促すこととした。 また、発生した延滞金の調定・徴収を徹底していくとともに、過去に発生した延滞金についても、徴収すべき債権の整理を行い、債権の保全に努めていく。	医療人材課	153
48	【意見38】 債権管理を徹底し、担当者が変わっても状況が把握できるようにしておくことが必要である。		○	○		令和3年度より稼働が始まった未収債権管理システムを活用するとともに、債権回収状況や債権者とのやり取りについて、確実に引き継ぎを行うこととした。	医療人材課	154
49	【指摘11】 県の有する債権は県の財産であるから、漫然と時効期間を徒過することは許されない。したがって、文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。	○		○		現在のところ時効が迫っている債権はないが、必要に応じて速やかに法的措置の検討を行うこととした。	医療人材課	155
50	【指摘12】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。	○		○		債権管理マニュアルに基づき、納期限を経過しても納入されない債権は、督促状による督促を行い、それでも納入されない場合は書面による催告を行うこととしている。 また、債務者本人が応じないときは連帯保証人あてに催告を行うこととしており、主債務者の支払いが滞った際の連帯保証人への請求は行っている。	医療人材課	155



令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
2-4-2 医師修学資金貸付金								
51	【意見39】 償還期間が長期になるため、確実な履行に留意し、債権の保全に留意すべきである。履行延期申請書及び履行延期承認通知書には、履行期限の繰上げに対する記載がないが、自主的な履行延期の繰上げも定期的に打診すべきである。		○	○		未収債権管理システムを活用し履行を監視するとともに、履行延期の繰上げについても、定期的に促していくこととした。	医療人材課	161
52	【意見40】 実質的には延滞債権としての性格を有する債権であることにかわりはないことから、債権回収、保全には十分に留意されたい。また、他にも同様な債権が正常債権に含まれることから、同様に注意されたい。		○	○		法令の規定に基づき履行期限の延期を承認したものであるが、延滞債権としての性格を有する債権であることを鑑み、返還計画を確実に履行させ、債権回収、保全に留意することとした。	医療人材課	161
5 青少年家庭課								
2-5-1 児童措置負担金								
53	【意見41】 債権管理マニュアルの内容を確実に周知するとともに、さらに実務に即した形式の事務要領等を作成し、各所での債権管理を容易に行えるようにすべきである。		○	○		令和4年3月に、債権管理マニュアルの内容を実務に即した形に改定した。 令和4年度以降も、定期的な事務担当者会議を行い、周知するとともに、債権管理に係るルールの一統化を図ることとした。	青少年家庭課	172
54	【意見42】 納入誓約書の記載方法を見直し、適切な記入に努めるべきである。なお、当該債権は毎月発生債権であるため、滞納分の債権の時効管理に、納入誓約書は有効であるため、積極的に活用すべきである。		○	○		令和4年3月に改定した債権管理マニュアルにおいて、添付している納入誓約書の記載方法を見直し、各児童相談所に周知した。	青少年家庭課	172
55	【意見43】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。		○	○		債権管理マニュアルにおいて催告結果等を滞納整理票に記録することとしており、各児童相談所に対しては、改めて徹底することとした。	青少年家庭課	173
56	【意見44】 履行期限どおり納入した者との公平性の観点から、延滞金を徴収すべきである。なお、現に返還中の者に対しても、延滞金が賦課されることを認識させ、早期の履行を促すためにも現時点での延滞金の金額を示すことが望ましい。		○	○		令和4年度以降は延滞金について、債務者へ通知して認識を促し、発生した延滞金の調定・徴収を徹底することとした。	青少年家庭課	173
57	【意見45】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。また、未収債権管理システムがその運用になじまない場合には、現行の費用徴収システムの改修を検討すべきである。		○	○		当該債権は月ごとに調定するため、茨城県未収債権管理システムにはなじまないことから、債権管理に係る事務負担が軽減できる新システムの導入を検討していく。	青少年家庭課	173
58	【意見46】 催告に応じない者については、児童及び扶養義務者との関係に留意しながら、財産調査等を行い、適切な法的措置を実施すべきである。		○	○		令和4年3月に改定した債権管理マニュアルにおいて、金額や期間による滞納整理基準を設けた。 各児童相談所に対して、この基準により、催告に応じない債務者への法的措置を実施するよう周知し、債権の保全に努めることとした。	青少年家庭課	179

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
59	【意見47】 本債権は強制徴収公債権であるから、債務者と連絡が取れなくなった場合には、滞納処分の前提となる所在調査を速やかに行うべきである。		○	○		令和4年3月に茨城県住民基本台帳施行条例の一部改正を行い、県内住所であれば、住民基本台帳での検索を可能とした。 また、令和4年の地方分権改革提案により、全国の検索を可能とするよう働きかけた。 さらに、債務者と連絡が取れなくなった場合には、各児童相談所において、速やかに所在調査を実施することとした。	青少年家庭課	179
60	【意見48】 各所において、個別事情があることは理解できるが、児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		担当者会議の中で、債権管理マニュアル（令和3年3月制定）の周知、税務担当職員等を講師とする研修会を実施し、債権管理に係るルールの統一化を図ることとした。	青少年家庭課	179
61	【意見49】 児童虐待に関する問題が増大する昨今、それに伴い児童相談所の職員の負担が増大していることが想像できる。そのような中で、当該債権については、扶養義務者に対し、児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収していると聞いている。児童虐待と費用の問題は別の問題とはいえ、同じ親権者に対し、同じく児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収することで、児童虐待の問題と絡まって感情的になることや、家庭再統合を目指すうえで徴収が困難なケースが多いと想像する。催告や納入誓約をさせること等により、粘り強く請求することも大事であるが、悪質なケースは滞納処分を積極的に検討することも、職員の負担軽減になるのではないかと考えられる。		○	○		債権管理マニュアルについて、担当者会議を複数回開催し、マニュアルの内容を検討するとともに、担当者会議の結果を踏まえ滞納処分に係る事務処理の内容等をさらに充実させ、令和5年3月までに改定することとした。	青少年家庭課	179
2-5-2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）								
62	【意見50】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	184
63	【意見51】 債務者間で不公平とならないよう、違約金についても、催告や徴収方法に関して統一した管理を行うべきである。違約金の未収金についても、元金と同様に債権管理されることが望ましい。		○	○		調定を行うべき債権を整理し、管理を徹底するとともに、既に権利の放棄基準を満たす債権については、令和4年度中に権利放棄及び不納欠損処理を行うこととした。 違約金の調定時期についても、令和4年10月から運用する当該債権の管理マニュアルの中で明確化し、適切な債権管理を行うこととした。	青少年家庭課	185
64	【意見52】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、債権管理に係るルールの統一化を図ることとした。	青少年家庭課	185
65	【意見53】 督促状や催告は、時効を管理する上で重要な情報であり、時間が経過しても、誰が見ても分かるよう債権管理を徹底すべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	192
66	【指摘13】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。	○		○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、連帯保証人への催告の手続や各種様式など業務の統一化を図って、主債務者だけでなく連帯保証人にも催告を徹底することとした。	青少年家庭課	192

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
67	【指摘14】 法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすく、自己破産や死亡するケースも複数見受けられる。公平性の観点からも、悪質な債務者に対しては、早期に法的措置を検討すべきである。	○		○		令和3年7月に悪質な債務者に対する法的措置（支払督促）を実施し、債務名義の取得及び時効の中断を行った。 今後は管理マニュアルにおいて、法的措置（支払督促や訴えの提起等）の基準や手続を示し、悪質な債務者に対する速やかな法的措置を実施することとした。	青少年家庭課	192
2-5-4 児童扶養手当過払返還金								
68	【意見54】 可能な限り納入期間を短縮するよう指導すべきである。なお、返還の発生の未然防止のため、受給者に対する指導監督に一層留意すべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、県民センター等に対して、納入期間が長期間となっている債務者の償還計画の見直しや、受給者に対し資格喪失となる場合の説明を徹底するよう周知することとした。	青少年家庭課	208
69	【意見55】 悪質な債務者に対しては、法的措置を検討すべきである。		○	○		令和3年第4回定例会にて、長期間納付の意思のない債務者に対する訴えの提起に係る議案を提出し、議決後、令和4年4月に訴訟を提起した。 今後も悪質な債務者については、法的措置を視野に入れた交渉を行うこととした。	青少年家庭課	209
70	【意見56】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。		○	○		各県民センター及び福祉相談センターにおいて、催告等の記録を徹底することとした。	青少年家庭課	209
71	【意見57】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。		○	○		令和4年3月までに各債務者の納付状況を茨城県未収債権管理システムに登録し、青少年家庭課、各県民センター等との間で情報共有を図った。	青少年家庭課	209
72	【意見58】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。		○	○		当該債権の管理マニュアルを作成して、令和4年10月から運用することとし、債務者への督促に係るルールの一貫化及び法的措置（支払督促や訴えの提起等）に移行する基準等を明確化して、事務の標準化を図ることとした。	青少年家庭課	209
73	【意見59】 不納欠損処理すべき債権を放置すれば管理すべき未収債権が増大していくことになるから、速やかに不納欠損処理すべきである。		○	○		令和3年度に時効を経過した債権については、不納欠損処理を実施した。 今後も不納欠損処理をするべき債権については、速やかに処理を行うこととした。	青少年家庭課	216
6 県立医療大学付属病院								
2-5-1 入院使用料等								
74	【指摘15】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮して、適時に情報を更新した上で折衝状況の記載徹底が必要である。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、適時に情報を更新し、折衝状況の記載を徹底することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	230
75	【意見60】 未収債権額回収について、回収率向上のために支払い手段の多様化を検討すべきである。近年のデジタル化への環境変化に対する対策は必要であり、積極的に具体的な取組に向けての体制を構築すべきである。		○	○		当院患者への普及状況や要望、費用対効果を踏まえながら新たなデジタル決済方法についても対応することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
76	【指摘16】 未収債権については一般的に回収期間が長くなれば徐々に回収率等が低下するため、滞納時の初動は極めて重要である。当初債権発生時期が古い債権について、最初の督促等は時効の起算点等、時効中断についての判断に関わるという要素もあるため、茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領等に準じた適正な初動体制の実施が求められる。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、診療費等徴収事務取扱要領等に基づき適正な初動体制を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231
77	【意見61】 債務者が生活困窮等、無資力又はそれに近い状態で、回収の可能性が極めて低い場合等は、履行延期の特約等を経ての段階的な措置等について客観的な検討が必要である。		○	○		公平性と債権回収の可能性や事務コストなどの個々の事情を踏まえ、客観的に検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	231
78	【意見62】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で均子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		1回当たりの分納額、分納期間について、慎重に判断するとともに、弁護士法人への債権回収委託も検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
79	【指摘17】 茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領によると、督促状の送付は納期限から20日以内に発行しなければならず、納期限を経過した債務者に対しては例外なく速やかに督促状の送付を実施する必要がある。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、納期限から20日以内に督促状を送付することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
80	【指摘18】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		未収債権の債務者に対し催告を行う場合には、連帯保証人に対しても速やかに請求を行うこととした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	232
81	【意見63】 外国人に対する面談や督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		日本語以外の言語に対応した督促状等の文書について検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	233
82	【意見64】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		債務者の支払意思や未収債権額等を踏まえた客観的で一貫性のある基準等の作成を検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	233

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
83	【意見65】 債務者と全く連絡がとれないというケースが稀なこともあり、資力等の経済状況を鑑みるとめらいがあるという背景は理解できるところであるが、消滅時効の完成を防止するという観点から、消滅時効完成が間近な債権等の管理については安易に消滅時効を完成させないように支払督促制度等の適用について、妥当性を検証し適切に対処すべきである。		○	○		消滅時効完成間近な未収債権については、消滅時効を完成させないため、支払督促制度等の適用について適切に対応することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	234
84	【指摘19】 法的措置の実施に際しては十分な資力調査を含めた事務コスト等の費用対効果の検討も必要であるが、支払能力があるが支払意思がない債務者に対しては、積極的な法的措置の実施が求められる。	○		○		支払能力はあるが支払意思がない債務者については、特段の事情がない限り積極的に法的措置を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	234
85	【指摘20】 限られた人員と予算を回収可能性の低い債権の管理に費やすことは浪費であり、債権管理事務の効率化と自治体財政の健全化のために、時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権は、早期に権利放棄すべきであった。	○		○		「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に該当するものについては、適時、適切に債権放棄を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	236
86	【指摘21】 滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に、所得状況調査や財産調査の実施をすべきであった。	○		○		新たに未収債権が発生した場合には、法的に可能な範囲の調査を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	237
87	【指摘22】 徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。	○		○		特に高額かつ不誠実な債務者については、時効経過前に法的措置を実施することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	238
88	【指摘23】 令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないように、個別事情を勘案し判断すべきである。	○		○		新たに時効期間が経過し、債権放棄の対象となる事例が発生した場合には、個別事情を総合的に判断し、債権放棄の可否について検討することとした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	239
89	【指摘24】 連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。	○		○		連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対しても請求を行うこととした。	医療大学付属病院 (保健政策課)	240
第4 立地推進部								
1 立地整備課								
3-1-1 代執行費用賠償金								
90	【意見66】 不法占拠開始された昭和51年から県が無断使用を認識するに至った昭和60年までに約9年間を要している。当時は代替地の管理が不十分であり、県は代替地の管理を徹底することが必要であった。		○	○		現在は、代替地の状況や経緯等に熟知している委託先が、定期的にパトロールを継続して実施するように改善し、適切な管理に努めている。	立地整備課	245
91	【意見67】 不法行為に基づき発生した債権は、不良債権化する可能性が高いことから、その発生を未然に防止することが重要である。現状は家庭用ごみ等の不法投棄であるが、「ゴミがゴミを呼ぶ」こともあることから、引き続き不法投棄の未然防止と不法投棄者の取締りに努められたい。		○	○		代替地の状況や経緯等に熟知している委託先が、定期的にパトロールを継続して実施するとともに、必要に応じて代替地にトラロープを張り、不法投棄を防止するための看板を設置するなどの対策を講じているところであり、引き続き、不法投棄の未然防止等に努めていく。	立地整備課	245

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	63	125	184	4			
<b>2 宅地整備販売課</b>							
<b>3-2-1 産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金</b>							
92 【意見68】 取得から残土の盛土を確認するまでには、およそ5年弱の期間が経過している。親切心から前所有者の耕作を認め、その後の状況を適切に管理しておらず、その間に、大量の産業廃棄物が埋設されていることから、当時の県有地の管理が不適切であったと言わざるを得ない。		○	○		土浦土木事務所つくば支所において、県有地を管理しやすいように草刈りを行うとともに、定期的にパトロールを行い適切な管理に努めている。	宅地整備販売課	251
93 【指摘25】 所管課の対応は、少額でも回収することを優先してのものであるが、現状の返済が続くと回収期間が極めて長期的となるので、あらゆる方策を講じ回収期間の短縮を図らなければならない。	○			○	連帯債務者2名のうち1名が死亡したことから、相続人調査を実施しているところ。相続人が確定次第、財産調査の実施し、その調査結果を踏まえ、返済金額の増額を含め履行延期の特約締結に向け交渉を行う。交渉の状況に応じて強制執行の検討を行う。	宅地整備販売課	252
94 【意見69】 所管課では、遅延損害金に対する認識が薄いものとなっている。毎年度末において、遅延損害金金額を調定すべきである。		○	○		債務者に対し遅延損害金が増加されることを的確に認識させるため、納入通知の際に明示するとともに、元金が完済した後速やかに遅延損害金の調定を行い、請求することとした。	宅地整備販売課	252
<b>第5 産業戦略部</b>							
<b>1 産業政策課</b>							
<b>4-1-1 中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）</b>							
95 【指摘26】 回収期限が超長期となる分割納付を安易に認めるべきではなく、必要な法的措置や債権の整理に移行すべきである。	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 債務者及び連帯保証人に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	264
96 【指摘27】・《債務者A》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていなければならない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	266
97 【指摘28】・《債務者B》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていなければならない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	267

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
98	【指摘29】・《債務者C》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、担保権の実行後も完済に至らず、事業不振により返済能力に乏しい状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	268
99	【指摘30】・《債務者C》 連帯保証人死亡時の対応、所在不明の場合の対応など適時的確に実施しなければならない。	○		○		連帯保証人死亡時の相続人調査や、所在不明時の所在調査を適切に実施していくこととした。	産業政策課	268
100	【指摘31】・《債務者D》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	269
101	【指摘32】・《債務者E》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	270
102	【指摘33】・《債務者a》 連帯保証人が死亡した場合に適時的確に連帯保証人の引継ぎを実施すべきである。	○		○		連帯保証人死亡時は相続人調査を行い、連帯保証人の引継ぎを適切に実施していくこととした。	産業政策課	271
103	【指摘34】・《債務者F》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	272
104	【意見70】 違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。 なお、支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から延滞金は発生しているため、時効の起算点の管理には注意すべきである。		○	○		これまでも、納入の通知や督促、催告を行う際に、納入が遅滞した場合は違約金が加算される旨を告知してきたところである。引き続き、債務者に対しては違約金の発生を認識させていくとともに、今後は、違約金額についても督促及び催告の際に行う告知において明示することとした。	産業政策課	273

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	63	125	184	4			
105 【意見71】 所管課においては、県の出資団体である公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構への委託の見直しを検討すべきである。所管課において「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一括して、設備近代化資金貸付金の債権管理を行うこととするとしていることから、確実かつ適切に実施されたい。		○	○		令和3年度以降は公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構への委託を実施せず、当課で債権管理を実施することとした。また、令和4年度からは、新規貸し付けが終了した「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一体的に管理を行う体制をとっている。	産業政策課	275
106 【意見72】 貸付時に、経営状況や担保物件の価値についての調査が不足していた可能性がある。もっとも、貸付時期が50年以上前など、かなり古い案件が多いため、当時の調査の詳細については把握できない。本制度に基づく貸付は終了しているが、将来の同類の貸付金についての適切な調査を担保するため、資料の一元化など、債権管理を適切にすべきである。		○	○		本貸付金は平成12年度に終了しているが、近年制度化した貸付金制度においては、資料の一元化など適切な債権管理に努めている。	産業政策課	277
107 【意見73】 債務者としては、元金の完済で全て終了したと考えていたのにも関わらず、多額の違約金がある。多額の違約金がある後に示されれば弁済意欲が削がれることは十分予想されるところである。すでに指摘しているところではあるが、違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。		○	○		これまでも、納入の通知や督促、催告を行う際に、納入が遅滞した場合は違約金が増加される旨を告知してきたところである。引き続き、債務者に対しては違約金の発生を認識させていくとともに、今後は、違約金額についても督促及び催告の際に行う告知において明示することとした。	産業政策課	277
108 【指摘35】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。連帯保証人への請求が遅れたために、連帯保証人が高齢となり、支払い能力が低下したり、死亡したりして、回収できなかったとみられる事案も複数あった。	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあったため、回収不能となり権利の放棄に至ったもの。既存の未収債権については、連帯保証人への請求等により回収に努めているところである。また、近年制度化した貸付金制度についても、連帯保証人への請求の機会を失うことの無いよう、適切な債権管理に努めている。	産業政策課	278
109 【指摘36】 本債権は、1件の債権額も比較的大きいため、県の重要な財産である以上、可能な限り回収を試みるべきである。そのためには、時効管理を適切に行い、時効中断すべき事案については法的措置を行うべきである。	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあったため、時効の中断は極めて困難な状況だった。既存の未収債権については、担保権の実行による時効中断や債務者からの回収により適切な時効管理を行っているところである。また、近年制度化した貸付金制度についても、時効中断の機会を失うことの無いよう、債務者の資力等を把握し適切な債権管理に努めている。	産業政策課	278
110 【意見74】 時効期間満了日は、主債務者と連帯保証人それぞれにおける時効中断事由の有無によって異なることはあり得ることである。もっとも、連帯保証人は主債務者の時効を援用することができるため（大審院昭和8年10月13日判決）、連帯保証人の時効満了日を延長させたとしても、主債務自体の時効中断を行わなければ、時効による消滅の可能性が残る。したがって、債権管理としては、主債務の時効管理に特に目を向けるべきである。		○	○		意見内容を踏まえ、主債務の時効管理に特に目を向けながら適切な債権管理に努めていくこととした。	産業政策課	278



令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
111	【意見75】 適切な債権管理をするほど時間や手間がかかるのであるから、権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をすべきである。		○	○		権利を放棄すべき事案については、権利放棄基準に基づき、適切な時期での権利放棄や不納欠損処理を検討していくこととした。	産業政策課	278
4-1-2 中小企業事業継続応援貸付金								
112	【意見76】 中小企業事業継続応援貸付金は、不良債権化する危険性が高い債権であることを認識し、債務者との連絡を定期的かつ短い間隔で実施し、経営状況、資金繰り状況、財務状況等の報告を求めるとともに、市町村の協力を得て関係書類の提出指導、臨戸指導等を実施する必要がある。併せて、債権者ごとに可能な対応策（償還期限の延長、償還期間及び償還方法の変更など）の指導など、より緻密な債権管理を実施することが重要である。		○	○		債務者に対し面談等を行い、経営状況や今後の見通しなどのヒアリングを実施し、直近の決算書等を徴取していくとともに、返済が滞っている債務者に対しては、市町村の協力の下、継続して臨戸指導等を行っていくこととした。 また、債務者の経営状況等を勘案し、貸付条件の変更等に柔軟に対応する等きめ細やかな債権管理に努めていくこととした。	産業政策課	281
113	【意見77】 不納欠損処理事案の発生を防止するためには、より細やかな債権管理が求められる債権であることに留意され、慎重に対応されたい。		○	○		不納欠損処理事案の発生を抑制するため、きめ細やかな債権管理に努めるなど慎重に対応していくこととした。	産業政策課	282
2 中小企業課								
4-2-1 中小企業高度化資金貸付金（元金・利子）								
114	【意見78】 中小企業高度化資金貸付金は、税外延滞債権額の約67.5%を占めているのも事実であり、また、分割納付を認めることにより正常先に分類されている8組合等に対する債権が約22億円あり、この中には時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が含まれている。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、債務者の経営環境はさらに厳しくなっているが、事業継続の意思を有し、分割納付を継続している債務者に対しては、経営面、財務面からも指導・助言を行う重要性が増していると考えられる。 所管課にあつては、中小企業高度化資金貸付金については、茨城県における税外延滞債権の約67.5%を占めていること、正常債権の中に延滞債権化する可能性がある債務者が存在することを認識し、会計検査院の平成16年度決算結果報告に対する検討結果などを参考に、より適切な債権管理を図られたい。		○	○		正常債権については、担保や連帯保証人の設定などの債権保全と債権の時効管理を徹底しながら、完済に向けた経営改善のため、貸付先組合の経営状況を把握するとともに、中小機構とも密接に連携を図りつつ、中小企業診断士などの専門家派遣や貸付条件の変更等を実施するなど、適切な債権管理に努める。 延滞債権については、令和元年度に設置した弁護士等の専門家で構成する第三者委員会において、貸付案件ごとに、貸付先組合の支払能力や事業継続の可否に加え、調停や和解などの制度を活用した回収などについて検討いただく。当該検討結果を踏まえ、組合員企業や連帯保証人の事業活動や生活にも配慮しながら、貸付金の最大限の回収を図るなど債権整理を進めていく。	中小企業課	310
第6 農林水産部 1 農業経営課								
5-1-1 農業改良資金貸付金（元金・違約金）								
115	【意見79】 県が貸付の適否を決定する際は、需給予測、設備投資の規模、農業者の経営能力など事業計画の実行可能性について、県の各機関で、より慎重に検討すべきであった。		○	○		現在、貸付事業は実施していないが、今後、県が同様の事業を実施する場合には、当該意見を踏まえ、適切な審査を実施することとした。	農業経営課	321
116	【指摘37】 今後、同様の貸付事業を実施する場合、履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び茨城県財務規則に基づき、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うとともに、督促手続等の関係文書について、未収金の回収事務が終了するまで保存しなければならない。	○		○		現在、貸付事業は実施していないが、今後、同様の事業を実施する場合には、地方自治法や財務規則等に基づき、速やかに適切な督促手続を行うこととした。 また、債権管理に係る関係書類については、債権回収終了までの保管を徹底することとした。	農業経営課	322

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
117	【意見80】 現在、県では貸付事業を実施していないが、今後、同様の貸付事業を実施する場合は、経営支援、技術支援、金融支援、財務支援など農業経営に必要な各種支援、情報提供、指導などにより、延滞債権の発生を未然防止が図られるよう、当該案件から得た教訓を共有化し、今後の再発防止に資する必要がある。		○	○		現在、貸付事業は実施していないが、今後、県が同様の事業を実施する場合には、当該意見を踏まえ、適切な延滞防止対策を実施することとした。	農業経営課	323
118	【意見81】 返済意思や返済能力についての審査を慎重に実施すべきであったと考える。		○	○		現在、貸付事業は実施していないが、今後、県が同様の事業を実施する場合には、当該意見を踏まえ、適切な審査を実施することとした。	農業経営課	324
119	【意見82】 元金の回収ができたにもかかわらず、違約金9,743,504円については不納欠損処理となったものである。このような状況は、債務者に対して元金の返済を実施すれば、違約金については不納欠損処理の対象になるとの誤った情報提供になりかねないことから、違約金についても、引き続き、元金と同水準での回収に努めるべきである。		○	○		違約金についても、引き続き、督促状の年2回送付やサービスの活用など元金と同様の回収の取り組みを実施することとした。	農業経営課	324
120	【意見83】 連帯保証人が元金を返済する能力があったことを考えると、早期に法的措置を行えば多額の違約金も発生せず、不納欠損処理を行わなくてよい方向に向かった可能性が高い。催告しても返済がない事案については、法的措置を早期に検討すべきである。		○	○		催告において指定した期限までに履行されない案件については、速やかに法的措置を検討することとした。	農業経営課	324
2 林政課								
5-2-1 林業・木材産業改善資金貸付金（元金・違約金）								
121	【意見84】 県庁内において、十分に情報の共有化を図っていれば、このような事案は未然に防げたはずである。		○	○		個人情報に該当しない債務情報について、中小企業課に対し情報提供を行うこととした。	林政課	332
122	【意見85】 新規貸し付けを実行するに際し、既存の資金貸付に返済遅延が発生している場合には、オーバーローンとなる可能性もあり、より慎重に実施しなければならない。		○	○		平成20年度に要領等を改正し、当該資金の借受実績がある者については、長期的な償還遅延がないことを借受資格の条件とした。	林政課	332
123	【指摘38】 連帯保証人の死亡が判明した場合、連帯保証人の相続調査を実施し、現状把握をしなければならない。	○		○		連帯保証人の存否を定期的に調査することとし、死亡を確認したときは、速やかに法定相続人の相続調査を行い、現状把握を行うこととした。	林政課	332
124	【指摘39】 債務者の支払いが滞った場合には、連帯保証人に対する請求を実施しなければならない。	○		○		今後、主債務者からの支払が滞った場合は、適時的確に連帯保証人に対し請求していくこととした。	林政課	332
125	【指摘40】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、連帯保証人への催告手続を適正に行うべきであった。その際、連帯保証人に対しては催告状により通知すべきである。	○		○		今後、同様の事案が発生した場合等には、「事務手続」に従い、連帯保証人に対し、適正に催告手続を行っていくこととした。	林政課	338

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
126	【指摘41】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、速やかに第3段階から第8段階への処理手続（第3段階「連帯保証人に対する催告」・第4段階「滞納状況に応じて取るべき措置」・第5段階「支払命令の予告」・第6段階「支払命令」・第7段階「仮執行宣言付支払命令～債務名義の取得」・第8段階「差押、取立」）を検討し実行すべきであり、漫然と時効期間経過に至ったことは不適切である。	○		○		今後、同様の事案が発生した場合等には、「事務手続」に従い、回収手続を進めていくこととした。	林政課	338
127	【指摘42】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」が適用される平成14年以前でも、債権管理として速やかに連帯保証人に対する催告や実態調査を行い、徴収停止等の処置か、法的手続へ移行すべきことは基本であると言えるが、これをせず、漫然と時効期間が経過してしまったと言わざるを得ない。	○		○		今後、同様の事案が発生した場合等には、「事務手続」に従い、回収手続を進めていくこととした。	林政課	338
5-2-2 森林整備加速化等基金返還金								
128	【指摘43】 補助財産の減価償却年数は5年であり、減価償却終了年月日は平成27年4月30日となっている。事業者における使用期間は2年5カ月であるが、補助財産を一時期取り戻した事実は認められるが、包括外部監査実施時点においても未回収となっている。この間も事業を継続しているが、県に対する支払いは全くしていない。 県は、「債権管理の基本について」に基づいて、債権回収手続を実施しなければならない。	○		○		「債権管理の基本について」に基づき、裁判所に訴えを起こすこととし、手続を開始した。	林政課	343
129	【意見86】 補助事業者によっては、補助金の交付要項等を十分理解していない（読んでいない）場合もあり得ることから、具体的な注意事例など補助金制度の利用上の注意点に対する資料や説明を工夫し、補助金利用者の理解度向上を図られたい。		○	○		補助事業者が、過去に県の補助金を利用したことがない場合等においては、注意点等について個別に説明を行うことなどにより、理解度が高まるよう工夫していくこととした。	林政課	344
130	【意見87】 補助対象財産を利用する事業が計画どおりに進まない状況下で利用可能な対策もあることから、林業事業体が、林業指導所に配置した林業普及指導員により気楽に相談できる取組について検討されたい。		○	○		普及指導員による巡回指導の質の向上を図るなどし、補助事業者が気軽に相談できるよう関係の構築に努めていくこととした。	林政課	345
3 農地局農地整備課								
5-3-1 談合賠償金及び遅延利息								
131	【意見88】 債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。 現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。		○	○		分納計画に基づき、引き続き未収債権の回収に努めるとともに、履行期限までの納付が困難な債務者については、財務状況等に留意しながら、分納計画の見直しを検討するなど、引き続き慎重な債権管理を行うこととした。	農地整備課	357

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
	<b>第7 土木部</b>							
	<b>1 監理課</b>							
	6-1-1 談合賠償金							
132	【意見89】 債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。 現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。		○	○		分納計画に基づき、引き続き未収債権の回収に努めるとともに、履行期限までの納付が困難な債務者については、財務状況等に留意しながら、分納計画の見直しを検討するなど、引き続き慎重な債権管理を行うこととした。	監理課	366
	<b>2 河川課</b>							
	6-2-5 土地使用料（河川敷占用料）							
133	【指摘44】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。また、長期間納入がない者に対しては、財産調査を実施し、滞納処分又は徴収停止の処分の対応を速やかに行うこととした。	河川課	385
134	【指摘45】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		河川法に基づく土地使用料（河川敷占用料）は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	385
	6-2-6 土地使用料（河川敷占用料）							
135	【指摘46】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。また、長期間納入がない者に対しては、財産調査を実施し、滞納処分又は徴収停止の処分の対応を速やかに行うこととした。	河川課	390
136	【指摘47】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		河川法に基づく土地使用料（河川敷占用料）は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	390
	6-2-7 土地使用料（海岸）							
137	【指摘48】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。海岸法に基づく土地使用料は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	393
	<b>3 住宅課</b>							
	6-3-1 県営住宅使用料等							
138	【指摘49】 住宅管理システムと財務システムの残高について、月次で整合性を確認すべきである。整合性の確認に当たっては、財務システムと金額を照合しやすい出力帳票を住宅管理システムが提供できるよう、住宅管理システムの機能を見直すことも併せて検討すべきである。	○		○		住宅管理システムは、個人ごとの日々の債権管理を行っており、財務システムは債権の総額管理を行っている。今までは年1回の決算時期に整合性を確認していたが、チェックシートを活用して月末時の整合性を確認するよう事務処理を見直した。	住宅課	410

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
139	【指摘50】 差額が発生した場合には、原因の特定を徹底し、速やかに適切な修正処理を実行すべきである。	○		○		住宅管理システムと財務システムの債務残高の差額発生要因は、不納欠損処理の登録漏れや科目ごとの入力ミスなど人為的なものが起因していたため、議会承認後直ちに不納欠損処理を両システムに登録するよう事務手続を見直した。	住宅課	410
140	【指摘51】 差額の要因のうち、出納整理期間最終日に現金受領した分については、財務システム側で回収済みの処理をすべきである。	○		○		出納整理期間最終日の現金領収について、出納整理期間最終日の事務処理チェックリストを作成・活用し、財務システムへの登録漏れを防止するよう事務処理を見直した。	住宅課	410
141	【指摘52】 住宅管理システムの債権残高の信頼性がなければ、滞納者に対する催促活動にも影響しかねない。催促時に、滞納額に信頼性がなければ、催促活動に支障が生じる懸念もあることから、月次で残高ベースの整合性確認を行うことを徹底すべきである。	○		○		住宅管理システムは、個人ごとの日々の債権管理を行っており、財務システムは債権の総額管理を行っている。今までは年1回の決算時期に整合性を確認していたが、チェックシートを活用して月末時の整合性を確認するよう事務処理を見直した。	住宅課	410
142	【指摘53】 調定額や収入済額の修正を行う場合には、その修正の根拠について記録・保存を徹底し、差額の原因分析と適切な修正処理を可能とする運用を徹底すべきである。	○		○		調定額や収入済額の修正が生じた場合には、不整合となった原因や処理経過などを記録し保存するよう事務手続を見直した。	住宅課	410
143	【意見90】 入居者別に家賃等や駐車場使用料の情報をまとめて把握できるように、いわゆる「名寄せ」情報を活用できるように、住宅管理システムの機能について見直しを図ることが望まれる。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごと一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	411
144	【意見91】 他の自治体で取り組まれている先行事例・成功例を研究し、効果が見込まれる手法については積極的に採用を検討されたい。		○	○		本県における県営住宅の家賃収納率は、全国の過半以下となっていることから、他の自治体の先行事例や成功例などを参考に検討しながら家賃収納率が向上するよう努めていくこととした。	住宅課	412
145	【意見92】 新たな県営住宅に係る債権管理の基盤づくりとして、名寄せ情報の提供等、システム機能の見直しについて検討されたい。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごと一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	412
146	【意見93】 時効援用希望者に対して一律に時効援用通知書を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された時効援用通知書書式を送付するか否か、個別案件ごとに慎重に検討し、その結果を記録に残す必要がある。		○	○		時効援用の申出があった場合は、様式を一律に送付するのではなく、個別案件ごとに送付をするか否かを検討し、検討経過等を記録に残すよう事務手続を見直した。	住宅課	421
147	【指摘54】 直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなし不納欠損したことは不適切である。	○		○		時効援用希望者から時効援用通知を受領したときは、速やかに名義人及び保証人の所在確認や相続人調査を行うよう事務手続を見直した。	住宅課	422
148	【意見94】 未収債権対策チームの疑義・指摘及びその対応過程は、今後の債権管理上も有益な情報であるから、手書きの赤字加除修正だけでなく、疑義・指摘事項に対する調査結果・対応結果・修正内容等をデータ上に管理することが望ましい。		○	○		未収債権対策チーム（現行政経営課）の疑義・指摘事項及び対応過程に対しては、その判断に至った経過や調査等の結果について、データ管理していくよう事務手続を見直した。	住宅課	422

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
149	【意見954】 速やかに時効管理に適した債権管理システムに改修すべきである。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごと一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	423
150	【指摘55】 令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないようにしなければならない。	○		○		時効経過した債権に際しては、行政経営課と相談しながら、時効援用の推認を覆すような特段の事情がないか、債務者の弁済意欲や資力状況などを総合的に判断した上で、権利の放棄をするよう事務手続を見直した。	住宅課	423
151	【指摘56】 債務者が死亡した場合、相続放棄等の手続をしていない限り原則として相続人が債務者となるのであるから、債権管理を適切に行うためには、債務者や保証人が死亡したことが判明した場合には速やかに相続人調査を行うことが必要である。このため、現時点で債務者や保証人が死亡していることが判明している案件については、速やかに相続人調査を行い、適切に請求を行うべきである。	○		○		債務者及び連帯保証人の死亡案件については、債務者及び連帯保証人が死亡したことが分かった時点において、相続人調査や相続人の支払意思の確認を行うよう事務手続を見直した。	住宅課	424
152	【指摘57】 債務者が所在不明であると判断するためには、住民票の調査だけでなく、戸籍の附票の調査、戸籍の附票に記載されている最新住所地への郵便物の送付、現地確認等の住所地調査を適切に行う必要がある。	○		○		債務者の行方不明案件については、行方不明が判明した時点において、従前の事務手続に加え、住民票の除票や戸籍の附票を取得し最新住所地の確認をするよう事務手続を見直した。	住宅課	424
153	【指摘58】 令和2年度以前の権利の放棄の基準では、時効期間が経過した債権であって、債務者の所在が不明である債権や債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでない債権については、権利の放棄に該当する場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、令和2年度以前から、消滅時効期間が経過し所在不明か、債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないことに該当する債権については、迅速に不納欠損処理をすべきであった。	○		○		消滅時効期間が経過した債権において、名義人死亡又は行方不明が判明したときは、弁済意欲などを総合的に判断した上で、迅速に不納欠損処理をするよう事務手続を見直した。	住宅課	425
154	【意見96】 令和2年度から権利の放棄基準が緩和され、民間債権回収会社への委託から返却された債権については、電話や面談による積極的な納付の督促をせず、定期報告を繰り返すだけで、消滅時効期間の経過を待つという後ろ向きな債権管理になりがちである。 委託先から返却された債権についても、県営住宅家賃滞納整理要領や県策定の「債権管理の基本について」に基づいて適切に督促・催告・交渉を行うべきである。		○	○		債権回収会社から返還された債権については、県営住宅家賃滞納整理要領や茨城県債権管理マニュアルに沿って適切に債権管理を行うこととした。	住宅課	425

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
	第8 企業局 2 業務課							
	7-1-2 工業用水道事業会計未収金（損失補償金）							
155	【意見97】 所管課は、相手方代理人（弁護士）からのAの未納金に対する免除依頼を2度拒絶しており、令和3年8月17日に水戸地方裁判所に訴状を提出し現在係属中であるが、最終納入日から訴状の提出までの期間が1年以上経過しており、速やかに法的措置へ移行するべきであった。		○	○		今後、同様の案件が発生した場合、県の債権管理マニュアル等に基づき、速やかに法的措置の対応を行うこととする。	企業局業務課	440
	7-1-3 工業用水道事業会計未収金（工業用水道契約解除に係る清算金）							
156	【意見98】 「工業用水道需給契約水量の変更に関する事務処理基準」では、清算金の分割納付をするためには、①正当な事由があること、②納入されることが確実であることの条件を満たし、利息を付して分割納入を認めるとしている。したがって、今後、分割納入を認める際には、「納入されることが確実である」であるか否かにつき慎重に判断すべきである。		○	○		今後、同様の案件が発生した場合、原則として一括納入を債務者に求めることとする。 なお、本件と同様に、債務者の経営状況が困難であることにより、一括納入が難しく分割納入を認める場合は、決算書類等を取得し、納入されることが確実であるかどうか慎重に判断していく。	企業局業務課	445
	第9 病院局 1 経営管理課							
	8-1-1 医業未収金							
	中央病院							
157	【意見99】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。		○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	459
158	【意見100】 100件以上という債権は現状では想定されず極めて例外的なケースであり、1件の債権に対してシステム改修等を実施することは費用対効果の面から困難であると思料するが、ベンダー等と協議をする際に、定期的に現状に対応するシステムの再確認をすることが望ましい。		○	○		システムベンダーとの協議の際に、現状への対応について、令和4年度から確認を行うこととした。	経営管理課	459
159	【意見101】 患者の経済状況等による入院保証金の減額又は免除のほか、診療費が高額になる場合、50,000円の入院保証金では未収債権発生防止の機能を十分に果たせないおそれも想定されるので、医師に診療費の目安を確認した上で入院保証金を50,000円以上に引き上げることができるとの事務取扱要項の見直しを検討することが望ましい。		○	○		必要に応じて入院保証金を5万円以上に引き上げることができるよう入院保証金事務取扱要項を令和4年中に改正することとした。	経営管理課	461
160	【意見102】 極度額(限度額)を大幅に増額する際には、診療費が高額になることを想定しているため、その場合の対応について、医事課で決定した事項を病院局経営管理課に報告し情報を共有することが望ましい。また、公平性の観点からも、金額決定のプロセスについて担当者の裁量や恣意性の介入の余地がない体制構築をすべきである。		○	○		保証書の極度額(限度額)について、規程に基づき統一的な取扱いとした。	経営管理課	461

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
161	【意見103】 特に年末年始や長期休暇前後等、時期により入院・退院患者数が変動するため上限額の設定が難しいという背景がある。例えば年末に退院が多い場合は現金をプールする必要があり、年始に入院が多い場合はその逆の対応が必要となる。現状、1日の入院数は概ね250件前後であり、新型コロナウイルスの影響で減少傾向といえる。極力、事務手続が煩雑にならないように、現状に合った柔軟な金額設定を検討することが望ましい。		○	○		入院保証金の保管現金の上限額を400万円としているが、退院の多い時期に備えて上限額を引き上げるよう令和4年中に入院保証金事務取扱要項を改正することとした。	経営管理課	461
162	【意見104】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといった懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で拘子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	463
163	【意見105】 文書管理規程の遵守を前提として、例えば、1,000,000円以上の債権については高額案件として書面データを残すことも検討されたい。		○	○		現在書面の送付状況は医事システム内で管理しているが、書面データの保存についても令和4年中に必要性等を踏まえ検討することとした。	経営管理課	463
164	【指摘59】 納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。	○		○		分割納付（延納）誓約書の受領漏れのあった1件は既に受領しており、今後、受領漏れないよう改めて取扱いを徹底した。	経営管理課	463
165	【指摘60】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	464
166	【意見106】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じ外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	464
167	【意見107】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	464



令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	63	125	184	4			
こころの医療センター							
168 【意見108】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。		○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	470
169 【意見109】 詳細なコメント入力ができない期間もメモ入力等を活用して電子的な記録を時系列も含めて記載しているが、管理が煩雑となりかねないことから、システム移行の際は慎重な運用が求められる。		○	○		次回システム移行の際には、引き続き詳細なコメントが入力できるよう留意することとした。	経営管理課	471
170 【意見109】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で拘り定規な対応を単純に実施すべきではないと史料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	472
171 【指摘61】 納期限経過後、適時、速やかに分割誓約書締結・督促状等を作成する必要がある。	○		○		分割納付（延納）誓約書の受領漏れのあった1件は既に完納済みで債務が解消しているが、今後、受領漏れのないよう改めて取扱いを徹底した。	経営管理課	472
172 【指摘62】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	472
173 【意見111】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと史料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じ外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	473
174 【意見112】 納入通知書等で支払いを受けた場合、実際の支払者までは確認がとれず親族等により支払われているケースもあるものと推測される。債務者以外と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結することはトラブル防止の観点から慎重な判断が必要であるが、第三者と把握している状況においては適時状況の確認を継続的に実施することが望ましい。		○	○		第三者が納付する際は、適時状況の確認を実施することとした。	経営管理課	473

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
175	【意見113】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	473
	こども病院							
176	【意見114】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。		○	○		現在行っている債権情報や折衝状況の記載の徹底、関係書類の保管についての管理体制構築を引き続き行うこととした。	経営管理課	480
177	【意見115】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといった懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと史料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。		○	○		総務部の対応方針に基づき、一括納付が困難な患者については、分割納付誓約ではなく、履行延期の特約により対応するとともに、履行期限を10年以内とするよう令和4年中に未収金管理マニュアルを改正することとした。	経営管理課	482
178	【意見116】 現状は、未収金管理マニュアルに基づき管理の徹底が図られているが、当初債権発生時期が古い債権について、医業未収金回収マニュアルに準じて、納付期限経過後は適時、速やかに催告状を送付する必要がある。		○	○		現在は納付期限経過後速やかに催告状を送付するよう適切に実施している。	経営管理課	482
179	【指摘63】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。	○		○		主債務者に督促等を行っても納付がなされない場合は、保証人に対しても請求を行うよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	482
180	【意見117】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと史料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。		○	○		督促状、催告書を送付する際に、必要に応じて外国語の文書を同封するよう令和4年中に取扱いを改めることとした。	経営管理課	483
181	【意見118】 新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。		○	○		臨戸訪問を行う具体的かつ客観的な基準を令和4年中に再検討することとした。	経営管理課	483

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和4年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		63	125	184	4			
	3 病院共通							
182	【意見119】 債務者死亡については、関係者の話だけで判断するのではなく、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査をすべきであった。		○	○		現在は債務者死亡の際、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査を適切に行っている。	経営管理課	489
183	【意見120】 時効期間経過前的高額かつ不誠実な債務者に対しては、財産の状況や収入の状況を現地確認や相手方からの聞き取りだけで判断するのではなく、法的措置を実施することによるメリット（時効の更新、法的な実行力を伴う財産調査が可能、悪質な滞納者に対する断固たる回収措置によるほかの滞納者への波及効果等）も十分検討の上、法的措置を実施するか否か検討すべきである。		○	○		法的措置を実施するメリットを十分検討し、必要に応じ法的措置の実施に努めていくこととした。	経営管理課	491
	第10 警察本部 1 交通指導課							
	9-1-1 過 料							
184	【意見121】 作業の二重化を防止するためにも駐車違反管理システムから、違反者別（標準番号別）の債権の増加額（調定額）・減少額（収入済額、不納欠損額）・残高に関する「明細データ」を出力できるよう機能を見直し、財務システムの「合計額データ」との照合作業に利用できるように改善すべきである。		○		○	放置駐車違反管理システムにおいて、放置違反金に関する増加額、減少額、残高を出力して債権管理できるよう、放置駐車管理システムの改善を検討していく。	交通指導課	497
185	【意見122】 滞納処分の停止をした滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を継続することの適否の調査結果について、資力回復をした者に限らず、全ての者に対して作成すべきである。		○	○		資力回復した者だけに限らず、調査した全ての者に対し、「滞納処分停止確認調査（資力回復）調書」を作成していくこととした。	交通指導課	501
186	【意見123】 即時欠損は、滞納処分の執行停止を前提としていることに留意すべきである。		○	○		即時欠損は、滞納者が死亡するなど徴収することができないことが明らかかな場合であっても、滞納処分の停止を踏まえた手続を進めることとした。	交通指導課	502
	第11 教育委員会に対する令和2年度包括外部監査の措置状況について							
	1 茨城県地域改善対策進学奨励資金							
187	【意見124】（不納欠損処理について） 茨城県においても、高知県の例を参考にして、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、議会運営委員会において了解を得て債権放棄が可能と史料するものである。		○	○		不納欠損処理については、関係課との協議結果を踏まえ、特例措置（債権者の氏名等を公表しない債権放棄）は行わず、債権放棄以外の方法で不納欠損処理を行うこととした。 なお、引き続き適切な回収手続を進めていく。	教育庁総務課	511
188	【意見125】（延滞利息について） 引き続き、指摘6の事項（規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。）につき、対応措置を講ずる必要がある。		○	○		引き続き、返還時期が到来するものについては、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。 延滞利息については、令和3年10月等に元本の督促に併せて金額等の告知を行った。 なお、延滞利息の請求については、県の方針に基づき、元本返済を優先し、元本完済後に行うこととした。	教育庁総務課	511
		63	125	184	4			

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和2年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		措置 済	今回 措置	未 措置
R2	教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	83	51	9	23	89	39	14	36

(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 水戸工業高等学校 (教育庁総務企画部財務課)
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘4】 長期間使用していない備品や使用方法が不明な備品が確認された。これらのもので、利活用が可能と思われるものについては、茨城県行政情報ネットワーク等で他校と情報共有し、有効利用を図るべきである。明らかに利用の見込みが無い備品については、安全性及び設備の有効利用の観点から、適宜処分の決定を行い、棄却の処理を行うべきである。	指摘以降各物品の確認を行い、学校において今後の使用が見込まれない物品については他校に情報共有を行い、2件の管理換えによる利活用を図った。情報共有の結果、引き受け手がなかった物品88件については棄却処分を実施した。 また、今後も備品の現物確認時に状態の確認及び利活用の見込みについて区分し、適正な処分等を継続的に行うこととした。

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
<p>第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p><b>【指摘 10】</b></p> <p>薬品の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書きの台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。薬品の管理簿による継続受払記録が徹底されていない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、管理簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時に必要な数量を調達する適正数量での発注が徹底されていることも重要である。</p> <p>薬品については、安全性の観点からも毒物及び劇物取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的に適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、各学校で定める薬品の取扱要領等の校内規程に則った薬品管理の徹底を図らなければならない。</p> <p><b>【指摘 12】</b></p> <p>購入日が明確でない古い薬品については、担当者・管理者等の知識、裁量により取扱いに差が生ずる懸念があるため、適正かつ安全な管理体制の構築が必要である。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>薬品類の管理体制について、令和 4 年 2 月 22 日付け高教第 3198 号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。</li><li>・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。</li></ul> <p>引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。</p> <p>(特別支援教育課)</p> <p>管理及び廃棄に関する調査を令和 3 年 6 月 4 日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>薬品類の管理体制について、令和 4 年 2 月 22 日付け高教第 3198 号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。</li></ul>

【指摘 13】

古く、また不用な薬品については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。薬品の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄薬品の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。

【指摘 15】

農薬の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書き台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。農薬の記録簿による継続受払記録が徹底されない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、記録簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時には必要な数量を調達するという適正数量での発注が徹底されていることも重要である。

農薬については、安全性の観点からも農薬取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的かつ適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、統一性のある規程・基準等を設けるべきである。

・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和 3 年 6 月 4 日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

不用な薬品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。(令和 4 年 2 月 28 日付け)

令和 3 年度理科に関する調査(令和 4 年 3 月)で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和 3 年 6 月 4 日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の管理体制について、令和 4 年 2 月 22 日付け高教第 3198 号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。農薬についても同様の基準で管理することを求めた。

その際、

・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質 11 品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づ

**【指摘 17】**

古く、また不用な農薬については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。農薬の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄農薬の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。

づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

不用な薬品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。(令和4年2月28日付け)

令和3年度理科に関する調査(令和4年3月)で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。



(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

<p>監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p>	<p>担当部・課 石岡第一高等学校 (教育庁学校教育部高校教育課)</p>
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
<p>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘18】 期限切れの農薬及び廃棄予定の農薬について、危険物を含めて棚の中に無造作に保管されている状況が見受けられた。危険物に対する取扱いの認識が希薄であり、適正な管理体制とは言い難い状態である。担当者・管理者等による現場判断という現状を見直し、適切な管理体制を構築すべきである。</p> <p>【指摘19】 農薬については、災害等の緊急事態に備えることを前提として、農薬の転倒による漏れや混合による発火、爆発を防ぐため、セパレート容器、間仕切り板などを利用して農薬の転倒防止措置をとるべきである。</p>	<p>期限切れ、廃棄予定農薬については、令和3年8月に処分を実施した。残った薬品については区分けして保管し、記録簿で管理している。 農薬等の管理については、農場会議等で管理職や農場長が危険物である農薬管理の重要性を定期的に周知するとともに、校内で研修会を実施し農薬取扱い等の知識を深めて、適正管理に努めている。</p> <p>農薬については、転倒防止及び混和防止のためセパレート容器で保管した。 また、薬品庫自体の転倒防止については、L型金具や連結金具等で固定し、転倒防止策を講じた。</p>

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 多賀高等学校 (教育庁学校教育部高校教育課)
指 摘 の 概 要	指 摘 に 基 づ く 措 置 等
第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について 【指摘 28】 茨城県の基準では、修学旅行の旅行代金は一人当たり 110,000 円までとされているが、生徒の負担する旅行代金は 112,394 円と茨城県の基準を超過していた。県立学校としては、茨城県の基準の範囲内で修学旅行の旅行代金を設定すべきである。	令和 4 年度実施の修学旅行業者選定のためのプレゼンテーションを旅行業者に依頼する際、学年主任に費用は生徒一人当たり 110,000 円未満で設定することを徹底させ、学年主任から旅行業者へその旨を周知させた。 また、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったものの、令和 3 年度実施予定であった修学旅行の費用は、生徒一人当たり 110,000 円未満であることを学年主任及び旅行業者に管理職が確認を行った。

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部財務課
意見の概要	意見への対応
<p>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p><b>【意見2】</b> 自動販売機設置業者募集を実施する場合、同等な販売物（飲料）である場合、地域要件Aと地域要件Bの貸付料に一定以上の乖離が認められる場合には、次回の応募時において地域要件Bについて想定最低貸付料を設定すべきと考える。</p> <p><b>【意見3】</b> 国においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定している。 地元枠を設定する趣旨は理解できるところではあるが、自動販売機の設置契約について地元枠を設定することの必要性を見直す時期にあると考える。</p> <p><b>【意見4】</b> 新型コロナウイルス感染症などの特殊な状況の発生により、県の判断に基づいて一斉休校となった場合については、その貸与の前提が生徒の利用を主目的としている場合、貸付料の減免策の可能性を検討すべきである。</p>	<p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p> <p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p> <p>制度所管課（管財課）に事案の概要を説明し、制度の見直しの提案を行った。</p>

**【意見 8】**

一括購入した備品について、その一部のみを更新する場合には、物品管理システム上は一部についての処分処理が不可能となっている。備品の一部について処分を可能とする等の仕組みが必要と考えられる。

**【意見 13】**

「施設類型別管理に関する基本方針」においては、取組方針①点検・診断等の実施方針の中で、「各種点検等の結果を適切に集積し、建物ごとの長期保全計画の作成に反映させる。」とある。定期点検結果が長期保全計画にどのように反映されたかについて、学校側と情報を共有する体制を検討されたい。

一部を更新（処分）した際の台帳管理について、システム所管課（会計管理課）に取扱い方法を確認し、学校に対して周知した。

建物ごとの改修履歴をデータベース化し、各種点検結果の集積及び結果に基づいた建物の維持補修や長寿命化改修工事を行った。

また、行政ネットワークのファイル管理に情報を公開することで、学校側とも建物の状況など必要な情報を共有できる体制とした。

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
意見の概要	意見への対応
<p>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p><b>【意見15】</b> 保管棚に保管されている薬品には、使用期限がないとの認識のものがある。生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p> <p><b>【意見17】</b> 保管棚に保管されている農薬には、使用期限がないという認識のものがある。使用等に際しては、生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p>	<p>(高校教育課) 薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。 その際、 ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。 ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。 引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。</p> <p>(特別支援教育課) 管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。</p> <p>(高校教育課) 薬品類(農薬を含む)の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。 その際、 ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。 ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各</p>

【意見 50】

薬品の保管については、各県立学校において適切に実施されているが、一部については震災時等の対応が必ずしも十分といえない。所管課は、定期的に適切な指導を実施する必要がある。

【意見 51】

保管されている薬品については、最近の使用実績が皆無の薬品、大量な在庫となっている薬品がある。これは、標準的に用意すべき薬品の指定がなく、教員の判断に任せていることに起因する。所管課は、指定薬品以外の薬品購入時のチェックの強化、不必要に大量の発注をできない体制を構築させることが必要である。

校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。

その際、

- ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

- ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

(特別支援教育課)

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(高校教育課)

薬品類の保管について、令和4年2月22日付け高教第3198号「薬品管理の徹底について」で、薬品管理規定及び薬品管理台帳等を再確認し、薬品の適切な管理の徹底を求めた。

その際、

- ・薬品管理規定については、責任者や保管方法、薬品管理台帳の作成や、点検等について規定することを求めた。

- ・薬品管理台帳については、「爆発物の原料となりえる化学物質11品目を含む毒物、劇物」、「それ以外の薬品」について、記載すべき項目を示し、各校で使用可能な電子データも送付した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

【意見 52】

各学校において廃棄希望の薬品があり、放置されている状態にある。薬品処分の予算（処分費が元来高額なこと、ビンの内容物が判断できない場合には、更に高額な検査費用を要することなど処分費が多額となる。）が確保できないことに起因している。所管課においては、計画的に廃棄処分ができるように予算確保に努めるべきである。

【意見 53】

薬品の廃棄処分は、前回の包括外部監査の指摘を受けて1回実施されているが、廃棄処分希望の薬品の一部に過ぎず、現在も購入時点が不明な廃棄希望薬品が多数残っていることから、所管課においては適切な廃棄計画の下で予算措置を講じることが必要である。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

（高校教育課）

不用品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。（令和4年2月28日付け）

令和3年度理科に関する調査（令和4年3月）で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることを確認した。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

（高校教育課）

不用品類の廃棄処理について、事務室と連携し、適切に対応するよう再度依頼した。（令和4年2月28日付け）

令和3年度理科に関する調査（令和4年3月）で不要な薬品類がある学校については、概ね廃棄に向けた調整を行っていることが確認できた。

引き続き、毎年実施する理科に関する調査において、薬品取扱要領等に基づいた適切な管理がなされているかを確認していく。

（特別支援教育課）

管理及び廃棄に関する調査を令和3年6月4日付けで実施し、不適正な管理がないことを確認した。

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部教育改革課
意見の概要	意見への対応
<p>第 3 部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p><b>【意見 27】</b></p> <p>教員の ICT スキルの向上を促す研修を実施して、一部の教員に業務負担が偏らないようにしている。しかしながら、往査を実施した県立学校における情報管理者の理解度には大きなギャップがあることから、すべての教員間では更なるギャップがあると考ええる。</p> <p>教職員に対して ICT スキルを向上させるためには、現在の研修会の開催のみでは不十分であり、研修会受講後の個々人の理解度を的確に把握しなければならない。</p> <p>継続的な研修の実施とそれによる習熟度の確認方法を検討するとともに、費用対効果を考慮し、必要がある場合には外部の専門人材の活用も検討されたい。</p> <p><b>【意見 28】</b></p> <p>教員が ICT 化対応を兼務しているが、本来の教育業務に支障をきたすことのないように配慮し、教員以外でも担当可能な業務については、学校職員の活用を検討されたい。</p>	<p>昨年度に引き続き、教員にレベル別のスキルアップ研修を受講させるとともに、認定試験に合格し有資格者となった教員を中心に、他の教員のスキルアップを支援している。</p> <p>なお、昨年度においては、GoogleWorkspace の初級・中級講座及び活用事例の紹介を実施したり、Google と連携し無償の Kickstart Program を活用した研修を 11/22、3/24 に 2 回実施した。</p> <p>また、研修終了後のアンケートにより受講者の理解度を把握し、研修内容の改善と ICT を苦手とする教員のフォローアップを行っている。</p> <p>これらの取組などにより、教員全体の ICT スキルを向上させるとともに、国補助金を活用した GIGA スクール運営支援センターにて外部の専門人材を活用することとした。</p> <p>昨年度に引き続き、教員にレベル別のスキルアップ研修を受講させるとともに、認定試験に合格し有資格者となった教員を中心に、他の教員のスキルアップを支援している。</p> <p>なお、昨年度においては、GoogleWorkspace の初級・中級講座及び活用事例の紹介を実施したり、Google と連携し無償の Kickstart Program を活用した研修を 11/22、3/24 に 2 回実施した。</p> <p>また、研修終了後のアンケートにより受講者の理解度を把握し、研修内容の改善と ICT を苦手とする教員のフォローアップを行っている。</p> <p>これらの取組などにより、教員全体の ICT スキルを向上させるとともに、国補助金を活用した GIGA スクール運営支援センターにて外部の専門人材を活用することとした。</p>



【意見 29】

各県立学校においては、教員特殊業務従事簿における業務従事前（計画）、業務従事後（実績）は実施されている。また、併せて部活動の活動計画を利用した確認（職員室への掲示等含む）、同じ部活の顧問相互間での確認及び管理職による実績の確認など、各県立学校によって工夫し対応している状況も見られる。

しかしながら、教員特殊業務における部活動の指導等が休日に行われ、必ずしも出張を伴うものではないことから、特殊業務従事の実績の確認についてはその実効性が確実に担保されていないのが現状である。

特殊業務の実績時間を含め、教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握、管理できる方法を検討すべきである。

特殊業務従事前及び従事後の書類の提出や、部活動の活動計画の情報共有、同じ部活動の顧問相互間での確認、管理職による確認などについて、継続して周知・徹底を図っている。

また、特殊業務を含めた教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握するため、平成 31 年度から、各個人に与えられたバーコードを読み取ることで出退勤時刻を記録する勤怠管理システム「きんむくん」を全県立学校に導入しており、平日及び休日等の時間外在校等時間の結果を各学校で集計し、毎月定例に、県教育委員会に結果を報告している。各学校における毎月の集計の際、特殊業務従事の実績との整合性の確認をする等、「きんむくん」の運用について周知徹底を図った。